

令和5年度

福島町議会  
定例会3月会議

令和6年3月8日(金)

議会提出議案

福島町議会

令和5年度福島町議会定例会3月会議 議会提出議案目次

番号	件名	頁
発委11	福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例	3
発委12	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について	4

発委第11号

福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例

福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月8日提出

提出者 福島町議会運営委員会  
委員長 平沼 昌平

福島町長の専決処分事項指定条例の一部を改正する条例

福島町長の専決処分事項指定条例(平成18年福島町条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>福島町議会の権限に属する事項中、次の各号に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」)第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><b><u>(専決処分事項)</u></b></p> <p><b><u>第1条</u></b> 福島町議会の権限に属する事項中、次の各号に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」)第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b><u>(5) 災害や突発的な事故により、 応急的に必要となる維持補修費、 工事費等の補正に伴う予算補正</u></b></p> <p><b><u>(6) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)に規定する支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解、調停</u></b></p> <p><b><u>(7) 条例の主旨を変更しない範囲の法律等の改正による引用条項等の整備</u></b></p> <p><b><u>(8) 条例の主旨を変更しない範囲の字句の修正</u></b></p> <p><b><u>(議会への報告)</u></b></p> <p><b><u>第2条</u></b> 町長は専決処分を行った時、速やかに議長へ通知し、直近で開催する議会で報告しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

発委第12号

福 議 委 号  
令和6年3月8日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会  
委員長 佐藤 孝男

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

## 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 3 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）